

京都市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第134号

京都市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

京都市都市公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第2役員室（伏見桃山城運動公園野球場のみ）の項の次に次の1項を加える。

審判控室（伏見桃山城運動公園野球場のみ）	1	室	1	日	1,000
----------------------	---	---	---	---	-------

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 利用許可の申請その他伏見桃山城運動公園野球場の審判控室を供用するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

（文化市民局市民スポーツ振興室）